

奈良県告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、三郷町から大和都市計画地区計画（三郷町勢野北部文教地区）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和四年五月二日

奈良県知事 荒井正吾